

西村あさひ法律事務所

米国の連邦レベルでの個人情報保護法に関する最新動向
American Data Privacy and Protection Act (ADPPA)の議会への提出

個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2022年7月22日号

執筆者:

[E-mail](#) [石川 智也](#)[E-mail](#) [河合 優子](#)[E-mail](#) [大竹 祥太](#)

2022年7月20日、米国の連邦レベルでの個人情報保護法である American Data Privacy and Protection Act (ADPPA)の案が、これまで審議されていた委員会において、議会に提出されることが可決された。米国において連邦レベルでの包括的な個人情報保護法の案が議会に提出されることになったのは史上初である。ADPPA の適用スコープはとても広く、また、米国流の強大なエンフォースメント(FTCによる執行と個人による訴訟提起)によりその実効性が担保されており、成立すれば日系企業への影響は少なくないため、早期の内容把握と自社のビジネスへの影響の評価を始めるべきであると考えられる。

このたび議会に提出されることが可決された ADPPA の案は、[本ニュースレター2022年6月6日号](#)で解説した Discussion Draft から大きな構成には変更がないものの、細かな点では多くの変更がなされている。特筆すべき事項としては、個人による訴訟提起が可能となるまでの猶予期間について、当初は ADPPA 施行から4年間とされていたものが、現在の案では2年間に短縮されており、企業にとっては脅威となり得るだろう。

ADPPA の成立可能性については、採決までに州のプライバシー法との優先関係など更に議論が必要であること、8月は議会が夏期休会し、その後は2022年11月8日に予定されている米国中間選挙に関心が移るであろうことなど、不透明な要素もある。もっとも、民主党・共和党の超党派で作られた法案であり、かつ、委員会において賛成53・反対2の大差で可決されていることに加えて、主要な論点であった連邦法と州法の関係、個人による訴訟の権利の有無について一応の整理がされてきたこともあってか、必ずしも成立の可能性が低いと評されている状況ではないように見受けられる。

また、仮に今会期にて成立しない場合にも、今後の米国における連邦レベルでの包括的な個人情報保護法のあり方を検討する際の基礎になり得るほか、ADPPA に導入されている「Duty of Loyalty」という、「通知・同意に重きを置くのではなく、データ主体の最善の利益と相反する形で個人データを処理したり、データ処理に利用するツールを設計したりしない」という考え方は、その他の法域での法案の内容や、実務でのデータの取扱いに係るプラクティスに大きな影響を与え得るように思われる。

米国でビジネスを展開する日系企業はもちろんのこと、データに関わるビジネスをグローバルに展開する日系企業においても、早期の内容把握と自社のビジネスへの影響の評価を始めるべきときであろう。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士との適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#)